

中労委、平11不再10、平11不再11、平14.3.13

### 決 定 書

平成11年(不再)第10号事件  
再審査申立人 株式会社古賀タクシー  
平成11年(不再)第11号事件  
再審査被申立人

平成11年(不再)第10号事件  
再審査被申立人 古賀タクシー労働組合  
平成11年(不再)第11号事件  
再審査申立人

### 主 文

本件初審命令を取り消し、中労委平成11年(不再)第10号事件再審査被申立人及び同年(不再)第11号事件再審査申立人古賀タクシー労働組合の救済申立てを却下する。

### 理 由

- 1 本件初審申立て及び初審命令
  - (1) 本件は、中労委平成11年(不再)第10号事件再審査申立人及び同年(不再)第11号事件再審査被申立人である株式会社古賀タクシー(以下「会社」という。)が、中労委平成11年(不再)第10号事件再審査被申立人及び同年(不再)第11号事件再審査申立人である古賀タクシー労働組合(以下「組合」という。)の当時副執行委員長であったX 1(以下「X 1」という。)に対し、同人の平成9年7月12日の接客態度不良等を理由に、同月16日より5乗務の出勤停止処分としたこと及び同月24日以降、担当車から外したことが、それぞれ不当労働行為であるとして、同年12月24日に救済申立てのあった事件である。
  - (2) 初審福岡県地方労働委員会は、平成11年2月18日、X 1に対する担当車外しが不当労働行為に当たると判断したものの、同人が既に会社を退職していたことから上記申立てのうち、担当車外しに係る文書の手交を会社に命じ、その余の救済申立てを棄却した。
- 2 本件再審査申立て及び再審査申立て後の経過
  - (1) 上記1の(2)の一部救済命令を不服として、会社は平成11年3月3日に、組合は同月5日に、それぞれ再審査を申し立てた。
  - (2) その後、組合から当委員会に対し、平成14年2月6日付けをもって、「当組合は、福岡労委平成9年(不)第15号古賀タクシー不当労働行為救済申立事件について、不当労働行為救済申立ての意思を放棄します。」との上申書が提出された。

以上のとおりであるので、組合は本件救済申立てを維持する意思を放棄したものと解するのが相当である。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第56条第1項の規定により準用される同第34条第1項第7号及び同条第4項の規定に基づき主文のとおり決定する。

平成14年3月13日

中央労働委員会  
会長 山口浩一郎